

\* 本稿は原稿です。正式な議事録については、市議会ホームページ  
(<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/saitama/SpTop.html>)にてご確認ください。  
掲載時期については、議会局にお問い合わせください。

## 【2022.12.23本会議討論】

議案第145号、第149号～第152号、第154号、第155号、第158号、  
第192号について、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。討論の都合から  
番号が前後しますことご了解下さい。

議案第149号および議案第150号は、個人情報保護法の改定を受け、関連条例  
の整備をおこなうものです。

同法の改定目的は国・自治体・民間の個人情報の取り扱いを一元化し、データの流  
通を促進させることにあります。個人情報保護条例は、国にさきがけて多くの自治体  
が策定し、国を動かした条例の1つでしたので、法の適用により全国自治体の独自条  
例が一旦リセットされることは、地方分権重視の観点からは批判もあります。

しかしながら、法令の制約がある中でも、本市では1,000名未満を対象外とす  
る法定の個人情報ファイルに加え、市の保有個人情報のすべてを対象に従来の個人情  
報取り扱い事務届け出制度を併存させることや公務員氏名の原則開示・開示請求手数  
料の無料化や開示決定の期限前倒しなど「国基準」を超えて従来の行政事務・行政サ  
ービスの水準を低下させないための規定を条例に盛り込んだことは評価できます。

また、質疑において市独自の要配慮個人情報の追加や個人情報の漏洩事案が生じた  
場合の審議会への報告等も否定されなかったことで今後の制度充実に向けた可能性  
にも期待するところです。

法施行後、法運営において様々な課題が生じた場合、国や個人情報保護委員会に対  
し、市としてしっかりと意見を伝えていくことで、法解釈の改善やあるべき法改正に  
つなげていくべきことを強く要望します。

議案第154号および議案第155号は、マイナンバーカードを用いた電子申請に  
よる市税証明書等の申請や戸籍謄本等の交付手数料の減額を図るものです。

マイナンバーカード活用については、利便性の向上につながるとの評価と共に情報  
漏洩等のリスクを危惧する声もあり議論の分かれるところです。

今回、情報公開・個人情報保護審議会の答申事項にマイナンバー利用事業に対する  
安全性評価に関わる特定個人情報評価書の審議が明記されたことも、そのリスク対応  
のひとつと考えます。

マイナンバーカード取得はあくまでも任意です。約半数の市民がカード取得をしている現状を踏まえ、その負担軽減策については、了とするものです。

議案第151号および議案第152号は、議長・副議長及び議員、市長等特別職の期末手当の年間支給月数の引き上げを図るもので、いずれも特別職等報酬審議会の答申を踏まえたものです。

議員の身分や待遇に関わる内容については「お手盛り」批判を避けるためにも第三者機関の議論にゆだねるべき事柄だと考えます。その意味からも本議案の内容は適正な手続きを経たものであり妥当なものと判断します。

議案158号は、下水道事業受益者負担金に係わる負担区の追加と負担額の設定をおこなうものです。

受益者負担金制度は、下水道整備が行われることにより土地の資産価値が上がるものとされ、受益者として下水道建設費の一部を負担していただくものです。これまで負担してきた方との公平性なども考慮し、必要性な取り組みと考えます。

なお市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、支払い猶予などの配慮を行いました。現在、円安や物価高などの影響を受けており、状況に応じて適時適切な対応を行うよう一言申し添えます。

議案第145号令和4年度一般会計補正予算（第9号）については、まず、ロシアのウクライナ侵攻など国際情勢の影響を受けた原油価格などの高騰を受けて区役所や保育所・学校など各種公共施設の光熱水費不足分の補填など緊急的に対応を必要とするものです。

また、国際的な半導体不足の状況を踏まえ、統合基盤システムで使用するハードウェア機器調達の前倒し実施、そして、医療扶助オンライン資格確認に向けた生活保護システム改修業務の債務負担行為設定は、デジタルインフラ整備を進めるための取り組みと理解します。

なお、マイナンバー制度活用や任意であるカードの取得はあくまでも利便性向上を目的とし、行政による生活保護の申請抑制や受給者の不利益につながることはないよう要望します。

また、すでに各常任委員会審査において可決された給与改定に伴う職員人件費不足分の補填やプラザノースやさいたま市子ども家庭総合センターなど各種公共施設の指定管理の指定に伴う債務負担行為の設定なども必要な補正と考えるものです。児童養護施設カルテットの管理業務については、国が示す『新しい社会的養育ビジョン』では、施設の小規模化、地域分散化などをおおむね10年以内を目途に行うとしています。今後の施設管理運営について市は、この国のビジョンに基づいた将来ビジョンを市として早急に示しつつ、急激な変化によって子どもたちに不安を与えることなく、子どもたちの最善の利益を考慮しながら、その準備に取り組むべきことを改めて要望します。

議案第192号令和4年度一般会計補正予算（第10号）については、これまで私たちが機会をとらえて質問、要望してきた妊娠出産・子育ての一貫した支援体制の構築につながる「妊娠期から出産・子育てまでの一貫した伴奏型相談支援」と「経済的支援」が計上されており、また「こどもの安心・安全を確保するための送迎車両への安全装置設置補助」などの予算が盛り込まれており、評価できます。

今後とも、すべての妊婦・子育て家庭が安心して子育てできる環境整備を求める立場から、その速やかな執行を期待します。

また、地下鉄7号線延伸計画調査業務については、令和5年度に事業者への申請に向けて、今年度行った地質調査や、昨今の物価などの動向などを踏まえて整備費用等をより精度の高くまとめていく必要があることから、遅滞なく進めていただくための債務負担行為であると理解しています。

以上、討論といたします。